

令和 7 年度
国民健康保険南丹病院組合
所有地の売払い

一般競争入札実施要領

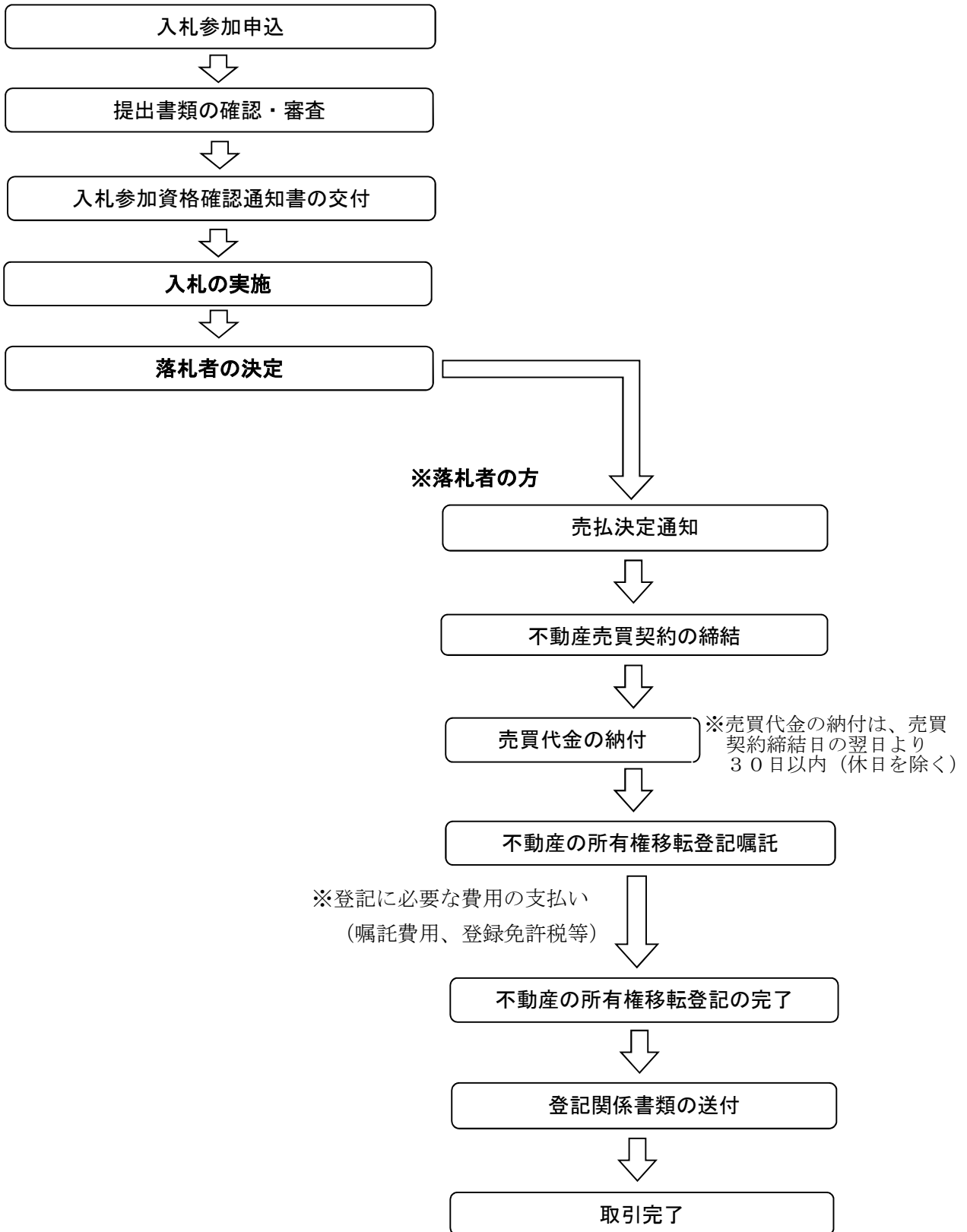
国民健康保険南丹病院組合

京都中部総合医療センター

◇はじめに

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、南丹市公有財産規則（平成 18 年規則第 62 号）、南丹市契約規則（平成 18 年規則第 72 号）及び南丹市市有地等の処分に関する規則（平成 20 年規則第 13 号）の規定に準じて、未利用地の不動産を一般競争入札により売払います。
- 一般競争入札による売払いとは、入札参加者が価格を競い合い、国民健康保険南丹病院組合があらかじめ決定した価格（以下「予定価格」と言います。）以上で、最も高い価格を付けた方に物件を売払うものです（予定価格が最低売払い価格になります。）。
- 入札に参加するには、**事前に申込みが必要**です。入札の参加を希望される方は、この「一般競争入札実施要領」をよくお読みになったうえで、お申込みください。
- この「一般競争入札実施要領」は、施設整備課で配布しています。また、京都中部総合医療センターのホームページで確認する事が出来ます。

◇◇◇ 入札の流れ ◇◇◇



令和7年度 国民健康保険南丹病院組合所有地売却

一般競争入札実施要領

この要領は、国民健康保険南丹病院組合（以下組合という。）所有地の売却に係る一般競争入札及び契約の締結について、入札参加者及び買受人が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を了承のうえ、申し込まれますようお願いいたします。

【1】入札物件

後記、表1（物件の表示）に示すとおり。

【2】入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する個人又は法人は入札参加資格を有しません。また、2名以上の連名（共有）にすることも可能ですが、連名者全員が入札参加資格要件を満たしていることが必要です。

- (1) 日本国内に住所（法人の場合、所在地）を有していない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者。
- (3) 資力及び社会的信用を有さず、かつ、処分代金の支払い能力を有さない者。
- (4) 次の事項のいずれかに該当すると組合が認めたときから2年を経過しない者。
 - ① 組合との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 組合が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が組合と契約を締結すること又は組合との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 正当な理由なく組合との契約を履行しなかった者。
 - ⑤ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人又は推薦代理人として使用した者。
- (5) 現在の納税地において、市町村の税に滞納がある者。
- (6) 買受けた土地等を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (7) 次のいずれかに該当すると認められる者。
 - ① 組合から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
 - ② ①に該当する法人その他団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- (8) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申し立てがなされている者。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当する者。
- (10) 公有財産に関する事務に従事する組合の職員。

【3】入札参加申込み

1. 入札参加申込み(申請)

入札に参加するには、事前に申込みが必要です。 参加を希望される方は、次の申請をしてください。

(1) 参加申込み申請期間

後記、表2（申請期間及び入札日等）に示すとおり。

(2) 受付場所

後記、表2（申請期間及び入札日等）に示すとおり。

(3) 提出書類等

入札に参加される方は、次の書類を提出してください。

申請書には、落札された場合に売買契約当事者となる方の名前（共有とされる場合は、共有者全員の名前）を記入してください。

No.	書 類	様 式	部 数	備 考
1	一般競争入札参加申請書	別記様式1	1	実印押印
2	宣誓書	別記様式2	1	実印押印
3	印鑑登録証明	—	1	法人の場合、印鑑証明書 ※共有の場合は、共有者全員分
4	住民票抄本	—	1	法人の場合、履歴事項証明書 ※共有の場合は、共有者全員分
5	返信用封筒	定形郵便用	1	郵便番号、住所、氏名を記載のうえ、定形郵便基本料金に簡易書留料金を加算した額の郵便切手を同封。（基本料+簡易書留 460円）
6	その他組合管理者が必要とする書類	—		申請書を審査するため、追加書類の提出が必要となる場合があります。

※各種証明書は、発行後3か月以内のものを提出してください。

※提出していただいた書類は、返還できませんので予めご了承ください。

(4) 提出先

後記、表4（担当課）に示す施設整備課。

(5) 提出方法

上記の書類に必要事項をみれなく記入（押印）し、申請受付期間内に直接持参していただくか、郵送（簡易書留）により提出してください。

郵送で提出される場合は、次のいずれかに該当する申込は受付できませんので、特にご注意ください。

- ① 申込受付期間を過ぎてから到着したもの。
- ② 普通郵便で郵送されたもの。

- ③ 申請書等の必要書類の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの。
- ④ 必要書類に不足があるもの。
- ⑤ 返信用の切手が同封されていないもの、又は同封されていても金額が足りないもの。

(6) 入札参加資格の確認通知

申請書を審査後、入札参加者として認められた方に、一般競争入札参加資格確認通知書（別記様式3）を交付します。この通知書は、入札時に必要となりますので、入札当日必ず持参してください。

※参加申込み申請期間終了日の翌日から7日を経過しても確認通知書が届かない場合は後記、表4（担当課）へ確認してください。

【4】質疑応答

入札参加手続きが完了した方から、物件等の内容について、下記の通り質疑を受け付けます。

(1) 質疑受付期間

後記、表3（質疑応答）に示すとおり。

(2) 質疑方法

質疑書様式（別記様式6）により、FAXで質問を受け付けます。

質疑書様式に入札参加者名、受付番号及び質疑の内容を記載のうえ、後記、表4（担当課）までFAXにて質疑してください。

(3) 回答方法

後記、表3（質疑応答）に示すとおり。

(4) 再質問

再質問は受け付けませんので、ご了承ください。

(5) その他

手続き等に関する質問は随時対応しますので、後記、表4（担当課）まで連絡してください。

【5】申請期間、入札日時及び場所

後記、表2（申請期間、入札日等）に示すとおり。

【6】入札心得

入札心得については、次のとおりとします。

1. 入札当日の受付

(1) 入札当日の受付は、各物件の入札開始時刻の15分前から入札会場前で行います。入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場の上、受付をお済ませください。

(2) 入札開始時刻までに、受付をお済ませください。

※代理参加の場合は、委任状（別記様式7）を提出してください。

(3) 入札会場に入室できる方は、1組あたり2名までとさせていただきます。

(4) 当日に持参していただくもの（以下の書類を受付時に確認します。）

① 一般競争入札参加資格確認通知書（別記様式3）

② 委任状（別記様式5 代理の方が入札に参加される場合のみ提出）

申請者本人（共有の場合は共有者全員）が入札参加される場合は不要ですが、法人の代表権のない方や、個人で代理の方が入札される場合、共有で共有者全員が入札に参加できない場合に

は、委任状が必要です。

※委任状には、代理人の身分証明書類（運転免許証、社員証等（法人の場合）写真のあるものの写し）を添付してください。

③ 印鑑（実印）

代理の方をもって入札に参加される場合は、委任状に押印した代理人使用印。

④ 筆記用具（黒又は青のボールペン又は万年筆）

※提出していただいた書類は、返還には応じられませんので予めご了承ください。

2. 入札書及び入札に当たっての注意事項

(1) 入札書は、所定の様式（別記様式4）を用いてください。当日、入札会場で受け取ることも可能です。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑（実印）を、代理人が入札される場合は代理人の印鑑（委任状に押印した代理人使用印に限る。）を必ず押印してください。

(3) 入札書への金額の記入は、アラビア数字（0、1、2、3、・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

※入札において使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。

(4) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(5) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札参加資格のない者が入札したとき、又は委任状を提出していない代理人が入札したとき。

② 所定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。

③ 所定の入札書以外で入札したとき。

④ 郵便により入札をしたとき。

⑤ 最低入札価格（予定価格）を下回る額で入札したとき。

⑥ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

⑦ 入札書に実印と異なる印鑑を押印して入札したとき。

⑧ 代理人が入札する場合において、入札書に委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印して入札したとき。

⑨ 入札金額の記載に訂正があるとき。

⑩ 入札金額、入札者又はその代理者の氏名、その他主要部分が識別し難いとき。

⑪ 入札者又はその代理人が1人で同一物件の入札に対し、2以上の入札をしたとき。

⑫ 入札者が同一物件に対する入札において、他の入札者の代理をした場合の、そのいずれもの入札。

⑬ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記用具により記入した入札書で入札を行ったとき。

⑭ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をしたとき。

⑮ 入札関係職員の指示に従わない等、入札の秩序を乱したとき。

⑯ その他入札に関する条件に違反したとき。

(6) 災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は取りやめることがあります。

3. 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、組合が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - ② 前号①に該当する方が2以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
 - ③ 落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者にお知らせします。
- (3) 落札者への売払決定通知
 - ① 前項により決定した落札者に対し、組合所有地土地等売払決定通知書（以下「決定通知」という。）により通知します。

4. 再度の入札

今回の入札は、最低入札価格(予定価格)を事前に公表しておりますので、開札の結果、落札者がいない場合でも、再度の入札は行いません。

5. 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の投函に至るまでは、入札を辞退することができます。この場合、具体的な理由を記載した入札辞退届（別記様式7）を後記、表4（担当課）まで提出してください。

【7】その他必要な事項

1. 売買契約

- (1) 売買契約の締結
 - ① 組合と落札者との売買契約は、組合所有地等売払決定通知に記載の期日（決定通知の日より7日以内（組合の休日を除く）までに後記、表4（担当課）にて、不動産売買契約書（別記様式8）により契約締結してください。
※売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
※共有名義で参加された場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
 - ② 売買契約書（組合保管用のもの1部）に貼付する収入印紙代など、本契約の締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担となります。
 - ③ 売買契約を締結する際には、実印が必要です。
 - ④ 落札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れのあるときには、契約を締結しない場合があります。

2. 売買代金の支払い

- (1) 売買契約締結の日の翌日から30日以内（組合の休日を除く）に、売買代金全額を売買契約締結時に交付する納入通知書を用いて、お支払いください。

3. 所有権移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金全額の支払い完了確認を得て移転手続きを行います。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、組合で囑託します。
- (3) 共有名義で契約を締結した場合は、共有者全員の名義で所有権移転登記を囑託します。

- (4) 所有権移転登記に要する一切の費用（嘱託登記委託料・登録免許税等）は、落札者の負担となります。
- (5) 所有権移転登記が完了したのち、登記所より交付される登記識別情報通知を落札者に郵送します。なお、物件の取得に伴い課税される税（不動産取得税（府税）及び固定資産税・都市計画税（市税））は、落札者の負担となります。
- (6) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

4. その他の事項

- (1) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ずご自身において事前に現地をご確認いただき、諸規制の状況などの調査及び確認を行ってください。
- (2) 物件の引渡し前に、天災地変その他組合、落札者いずれの責めにも帰すことができない事由によって物件が滅失し、組合がこれを引渡すことができなくなったときは、落札者は売買代金の支払いを拒むことができ、組合又は落札者はこの契約を解除することができるものとします。
 - ① 物件の引渡し前に、前項の事由によって物件が損傷したときは、組合は物件を修補して落札者に引渡すものとする。この場合、組合の誠実な修復行為によって引渡し期日を超えても落札者は組合に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできないものとする。
 - ② 組合は、前項の修補が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとする。
 - ③ 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、組合は受領済の金員を無利息で遅滞なく落札者に返還するものとする。
- (3) 引渡された物件が、種類又は品質において、この契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）、その契約不適合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして組合の責めに帰すことができない事由によるものであるとき、落札者は、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者である場合にあっては、契約不適合によって、この契約の目的を達することができないときは、物件の引渡しの日より2年間に限り、追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は、契約解除の請求をすることができます。
- (4) 落札者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、組合に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (5) 物件の活用にあたっては、法令、京都府及び南丹市条例等を遵守しなければなりません。
- (6) 情報公開請求により、落札に参加された方全員の氏名（法人の場合はその名称）を公表させていただきますことありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

記

表1 (物件の表示)

物件番号	新町第1号		
種別	土地 地目：宅地		
売払い方法	一般競争入札		
土地	所在地番	南丹市八木町八木新町5丁目15番地	70.64㎡
		南丹市八木町八木新町5丁目16番地	146.51㎡
	地積計	217.15㎡	
最低入札価格	金10,200,000円		
その他	<p>ア) 上下水道</p> <p>配水管 西側市道 75mm DCIP 布設済 宅内引込 未施工</p> <p>汚水管 西側市道 200mm VP 布設済 宅内引込 未施工</p> <p>イ) 関西電力コンクリート柱 15番地道路側角地の隣接14番地 道路側宅地角地内に関電占用柱がある。</p>		

表2 (申請期間、入札日等)

参加申込み 申請期間	令和8年2月 2日(月) 午前9時から 令和8年3月 3日(火) 午後5時まで		
入札日時	新町第1号 物件	令和8年 3月18日(水)	午前10時00分
入札会場	〒629-0197 京都府南丹市八木町八木上野25番地 京都中部総合医療センター 第2病棟 4階 518会議室		

表3 (質疑応答)

質疑受付期間	令和8年2月24日(火) 午前9時から 令和8年3月6日(金) 正午まで
回答日	令和8年3月11日(水)
回答方法	回答は、入札参加者にFAX又はメールで回答します。

表4 (担当課)

入札・土地に関する 担当課	施設整備課	〒629-0197 京都府南丹市八木町八木上野 25 番地 京都中部総合医療センター 第2病棟 4階
		電 話 0771-56-8166 (直) ファックス 0771-42-2456